

# 下水道事業会計への支出金について

上下水道部 上下水道総務課

## 1. 現状

中期財政計画と比較して、公的資金補償金免除繰上償還により企業債利息が減少したものの、下水道使用料や一般会計支出金などの収入の減が支出の減を上回ったため、収支状況が悪化するとともに、資金残高も毎年減少している。

### 中期財政計画との比較（税込み）

（単位：億円）

区 分	H20 決算	H21 決算見込	H22 概算要望
収益的収入の減 A	6.4	10.1	12.4
収益的支出の減 B	5.9	7.2	8.3
収支状況 A - B	0.5	2.9	4.1

### 収入、支出の主な項目と資金残高の比較

（単位：億円）

区 分		H20 決算	H21 決算見込	H22 概算要望	
収入	下水道使用料	計 画	96.6	99.7	102.5
		実績等	92.0	94.6	94.6
	一般会計支出金 （雨水費及び繰出基準）	計 画	36.1	36.3	36.4
		実績等	34.4	33.7	33.8
	一般会計支出金 （汚水資本費）	計 画	32.9( 35.8% )	32.4( 35.0% )	31.7( 34.0% )
		実績等	32.7( 37.3% )	30.0( 35.0% )	29.8( 35.0% )
支出	減価償却費	計 画	61.4	63.1	64.8
		実績等	60.8	62.3	63.7
	支払利息及び 企業債取扱諸費	計 画	57.0	56.1	55.2
		実績等	52.3	49.1	47.5
年度末の資金残高	計 画	9.3	8.7	9.0	
	実績等	9.2	6.9	5.9	

## 2. 平成 22 年度予算

行財政改革推進審議会の平成 20 年度答申書において、企業会計等への財政支援的な支出金は、具体的な削減目標や年次計画を平成 21 年度中に定め、削減することを求められているが、収支状況の悪化とともに、資金残高の確保が厳しい状況になっていることから、平成 22 年度当初予算の公費負担率は、前年度と同様の 35% としたい。

これにより、公費負担率は中期財政計画と比較して 1% 増となるが、支出金額においては中期財政計画との比較で 1 億 9 千万円、前年度との比較で 2 千万円の減となる。

# 下水道の建設事業(借入金残高の削減)について

上下水道部 下水道工事課

## 1. 現状

行財政改革推進審議会の平成 20 年度答申書において次の指摘があった。

投資効率を考慮して下水道計画区域を縮小した事業計画を策定し、平成 21 年度の早い時期に公表するとともに、今後支出金を増加させることなく事業を実施すること。

将来にわたる借入金の削減計画を策定し、平成 21 年度の早い時期に公表すること。

## 2. 基本方針

### (1) 建設事業について

下水道と合併処理浄化槽の費用比較を行い、合併処理浄化槽が安価となった区域を下水道計画区域から除外することとした。この内容は、平成 21 年 3 月策定の「下水道ビジョン」に盛り込み、ホームページ等で公表した。

下水道事業の国庫補助は大都市ほど補助要件が厳しくなっているが、平成 27 年度までは、合併特例措置により旧市町の補助要件で採択されるため、中期財政計画の事業費の範囲内でできるだけ整備を進める。

### (2) 借入金残高について

将来にわたる借入金の削減計画は、平成 27 年度末の西遠流域下水道の移管にかかる県債の取り扱いが未定となっているなど、策定が困難である。当面は、平成 26 年度までの中期財政計画の見直しを行うこととしたい。

## 3. 平成 22 年度予算

建設事業にかかる平成 22 年度の国庫補助概算要望は、平成 20 年度末の下水道普及率が中期財政計画の目標を上回っていることなどを踏まえ、平成 21 年度当初予算の 10%減としたが、当該減分の事業を平成 28 年度以降に実施した場合は、国庫補助金が減額となるため、将来的には不利になることが明白である。

本市の平成 22 年度予算編成において、国庫補助概算要望額を建設事業費の最低ラインとして調整したい。また、平成 23 年度以降の事業費については、計画どおり行うこととしたい。

なお、国庫補助概算要望額で建設事業を実施した場合、平成 22 年度末の企業債残高は、平成 21 年度末と比較して約 20.8 億円、中期財政計画の平成 22 年度末と比較して約 34.1 億円減の 1,873 億円余りとなる見込みである。

# 簡易水道事業特別会計について

上下水道部 天竜上下水道課

## 1. 現状

過疎化の進行等のため、給水使用料が減少し、今後も減少傾向が予測される。

平成 20 年度末の有収率は 67.4% で、上水道の 94.2% と比較して劣っている。

上水道の施設と比較した場合、浄水施設等の機能が劣っている。

施設整備に対する一般会計からの繰出基準は、建設改良費の 10% 以内となっているが、基準どおりの繰入額では十分な整備ができない。

過疎地域自立促進特別措置法の適用が平成 21 年度で終了する。

水道施設の耐震化が適切に図られるよう技術的基準を定めた省令の一部改正が平成 20 年 3 月に公布された。今後、この省令に基づき、耐震化に向けた施設整備を早急を実施する必要がある。

## 2. 上水道への統合について

簡易水道の施設整備に対する国庫補助は、上水道への統合が条件となっているため、接続が可能な施設は接続統合を推進し、その他の施設は平成 28 年度末までに経営統合する旨の計画書を国へ提出済み。

施設整備については、上水道事業では国庫補助の採択メニューがないため、簡易水道事業で国庫補助を最大限に活用した整備を推進し、経営統合までに、上水道施設の水準まで機能を向上させるよう努めたい。

このため、現在の中期財政計画と比較して、施設整備費及び一般会計からの繰入金は大幅に増加することとなるが、市全体で考えた場合、国庫補助分は有利になると考える。

## 3. 平成 22 年度以降の主な整備計画

### (1) 国庫補助事業

各簡易水道施設（横山町、芦窪、気多、若身、春南東、熊切、佐久間、野田、水窪、中部、相月）の整備（H22 年度～H28 年度 計 2,511,200 千円）

遠方監視システム整備事業（H22 年度～H27 年度 計 222,900 千円）

### (2) 単独整備事業

中部簡易水道老朽管布設替工事（H22 年度～H25 年度 計 426,500 千円）

配水池耐震診断（H22 年度～H25 年度、36 箇所 計 28,800 千円）

比例注入凝集装置設置工事（H22 年度～H26 年度、7 箇所 計 175,000 千円）

濁度計設置工事（H22 年度～H26 年度、13 箇所 計 65,000 千円）

老朽管布設替工事（H27 年度～H28 年度 計 300,000 千円）